

新潟漁業調整事務所

Fisheries Agency
Niigata Fisheries Coordination Office



水産庁

01

役割

日本海は対馬暖流や大和堆といった豊かな水産資源を育む自然環境に恵まれた海域です。この海の恵みを大切に、そして持続的に利用する必要があります。

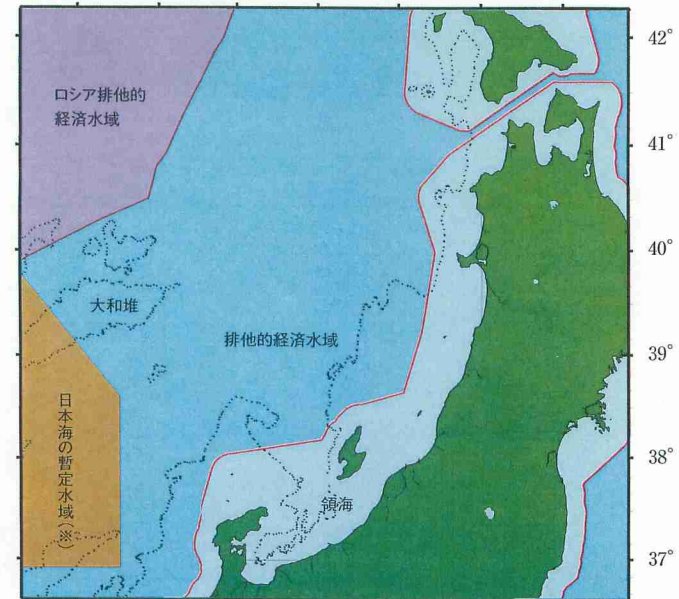
私たち新潟漁業調整事務所は、資源水準に見合った適切な漁業が行われるよう管轄区域において

1. 水産資源の維持・回復の取組
2. 日本や外国漁船の漁業活動の監視・取締り

を実施することで実効ある資源管理措置をとっています。

新潟漁業調整事務所の管轄区域は我が国の領海と排他的経済水域のうち秋田県、山形県、新潟県及び富山県の地先海面です。

新潟漁業調整事務所の管轄区域(概念図)



※「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」第9条第1項で定めた水域

02

沿革・組織

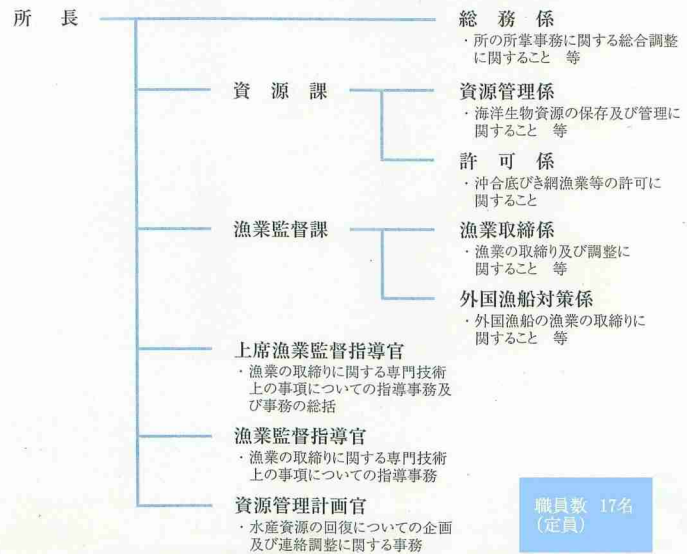
漁業調整事務所の前身である水産駐在所は、昭和25年6月1日、それまで函館市、東京、大阪市をはじめ全国5ヶ所に設置されていた水産庁駐在所が改組され、札幌市、仙台市、名古屋市、香住市、徳島市および福岡市などととも新たに新潟市に設置された。

水産駐在所は、昭和27年8月1日に漁業調整事務所と改組され、5漁業調整事務所（北海道、仙台、新潟、香住（後の境港）、福岡）と2漁業調整事務局（瀬戸内海、有明海）の体制となり、その後も社会情勢変化に則した組織の再編が適宜行われ、昭和53年7月5日に現在の6漁業調整事務所体制が確立された。

それ以降も各漁業調整事務所は、変化、増加する社会的ニーズに応じて拡大の方向で組織体制を見直しており、新潟漁業調整事務所についても、平成8年4月に5名体制の組織が、平成9年10月、漁業取締係と漁船検査官を新設、平成11年10月、上席漁業監督指導官を新設、平成13年10月、漁船検査官を廃止し資源管理計画官を新設、平成17年10月、資源課と漁業監督課を新設して現在に至っている。

新潟漁業調整事務所は周辺海域の漁業活動の監視・取締りの強化や水産資源の管理の推進のために順次組織改編を行い現在に至っています。

組織（平成23年4月現在）



03

水産資源の管理

水産庁は、水産資源が持続的に利用されるよう資源や漁業の実態を把握し、漁業法をはじめとした漁業制度をもうけ水産資源に見合った漁業の実現に努めています。

新潟漁業調整事務所は管轄区域の大臣管理漁業（指定漁業、特定大臣許可漁業及び届出漁業）の許認可等の業務を一部行っています。

管轄区域の大臣管理漁業（当所関係）の許認可等件数

平成23年5月現在

漁業種類	秋田県	山形県	新潟県	富山県
沖合底びき網漁業（指定漁業）	14隻	1隻	3隻	0隻
大中型まき網漁業（指定漁業）	0隻	0隻	9隻	0隻
北太平洋さんま漁業（指定漁業）	0隻	0隻	0隻	8隻
日本海へにずわいがに漁業（指定漁業）	0隻	0隻	2隻	0隻
いか釣り漁業（指定漁業）	0隻	3隻	0隻	1隻
ずわいがに漁業（特定大臣許可漁業）	0隻	0隻	7隻	0隻
かじき等流し網漁業（届出漁業）	0隻	0隻	0隻	1隻
小型するめいか釣り漁業（届出漁業）	9隻	4隻	49隻	13隻



沖合底びき網漁業は総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業です。管内では「一そうびきかけ廻し漁法」により禁漁期間（7～8月）を除き周年漁業が行われています。タラ類、ハタハタ、ホッケ等の魚類の他にホッコアカエビなども多く漁獲されています。



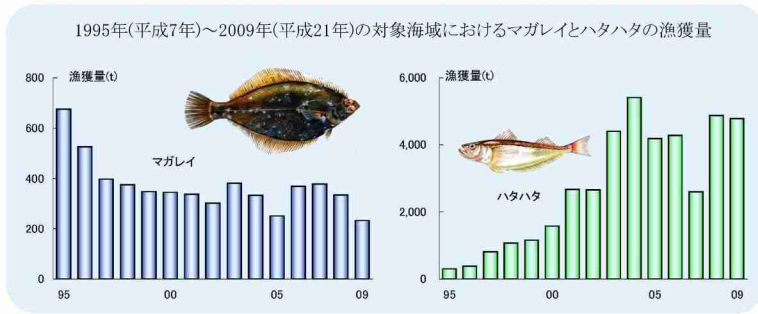
いか釣り漁業（総トン数30t以上）や小型するめいか釣り漁業（総トン数5t以上30t未満）は集魚灯で集まったイカ類を一本釣りの漁業です。管内では秋に東シナ海で発生したスルメイカが対馬暖流で北上する初夏に多く漁獲されます。

水産資源の量や漁獲量が減少傾向にある魚種の維持・回復を図るため漁業関係者・都道府県・国が一体となり資源回復計画に取り組んでいます。

新潟漁業調整事務所は日本海北部海域に広域分布する資源等を対象に関係機関と協力・連携のもと、計画の作成・実施に取り組んでいます。

マガレイ、ハタハタを対象にした計画を平成15年から開始しました。

- 対象期間** 平成15年度～平成23年度
- 対象海域** 青森県(日本海側)、秋田県、山形県、新潟県及び富山県の地先海面
- 対象漁業** 沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業、刺し網漁業及び小型位置網漁業
- 計画内容** 減船、休漁期間や保護区域の設定、改良漁具の導入及び小型魚の再放流等
- 計画目標** マガレイ 平成14年比で資源水準23%、漁獲量13%の増加
ハタハタ 漁獲量で5,000tまで回復



この他に日本海北部海域で8魚種・1漁業種類の計画を作成・実施します。

(平成23年5月現在)

区分	作成主体	魚種・漁業種類	対象海域
広域	国(水産庁)	スケトウダラ日本海北部系群	北海道(日本海側)～石川県地先
		マダラ陸奥湾産卵群	陸奥湾口
地先	青森県	イカナゴ	陸奥湾口
		ウスメバル	青森県地先
	山形県	ヒラメ	山形県地先
		シロギス	
		小型機船底びき網漁業	
	新潟県	ウスメバル	新潟県地先
マナマコ		新潟県(佐渡)地先	

04 漁業活動の監視・取締り

実効ある資源管理措置を確保するためには、漁業現場で秩序ある操業が行われなければなりません。

新潟漁業調整事務所は、関係海上保安本部等と連携・協力し、我が国及び外国漁船の監視・取締りを行っています。

我が国排他的経済水域等で操業する漁船の監視・取締りを行っています。違法操業が確認された外国漁船は拿捕します。

水産庁による過去5年間の外国漁船拿捕件数

年	韓国	中国	ロシア	台湾	その他	合計
'06	8	1	0	1	0	10
'07	11	1	0	1	0	13
'08	18	2	0	0	0	20
'09	12	3	0	2	0	17
'10	13	1	0	5	0	19



外国漁船の立入検査。漁獲物等を調べます。

外国漁船や我が国漁船のものと思われる密漁漁具の押収を行っています。

水産庁による過去5年間の密漁漁具押収件数

年	件数	刺し網 (km)	はえ縄 (km)	かご漁具 (個)	漁獲物 (トン)
'06	35	50	54	7,569	13.4
'07	40	81	80	29,751	25.5
'08	35	50	54	7,569	16.7
'09	35	44	15	8,793	23.2
'10	29	38	8	2,615	12.5



密漁漁具は押収し(上写真)、漁獲物(下写真。ベニズワイガニ)は全て海中に戻します。

水産庁は海(漁業取締船)と空(漁業取締航空機)から漁船の監視・取締りを行っています。
新潟漁業調整事務所は2隻の船と2機の航空機で活動しています。



●むろね

総トン数	499トン
大きさ	全長 64.87m
	幅 9.30m
	深さ 5.34m



●鷹山(ようざん)

総トン数	486トン
大きさ	全長 57.53m
	幅 8.40m
	深さ 4.19m



●セスナ560サイテーションV

速さ	毎時 793km
大きさ	全長 14.90m
	幅 15.90m
	高さ 4.57m



●ビーチエアクラフトB-200キングエア

速さ	毎時 533km
大きさ	全長 13.34m
	幅 16.61m
	高さ 4.57m

所在地・アクセス



新潟漁業調整事務所
住所 〒950-0909
新潟市中央区八千代1-5-15
電話 025-248-3303(代表)
FAX 025-248-3305



- JR新潟駅方面から
駅(万代口)から万代橋方面へ進み、新潟交通バス停万代シティバスセンター前付近を左折し直進。(徒歩10分程度)
- 新潟空港方面から
空港バス停留所から新潟交通バス(新潟駅前・万代シティバスセンター行き)に乗車。新潟交通万代シティバスセンターで下車し徒歩。(バス20分程度。徒歩3分程度)

水産庁所在地

